

事 務 連 絡
令 和 7 年 1 月 10 日

各管理栄養士・栄養士養成施設 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
健 康 課 栄 養 指 導 室

管理栄養士国家試験の事務手続の変更（令和7年度以降）について

平素より、管理栄養士・栄養士の養成に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
管理栄養士国家試験の受験手続については、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、

- ・ 管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることを不要にする（別添1、2参照）
- ・ 管理栄養士国家試験の受験の申請に係る免許等照合書については、受験者及び地方公共団体の負担軽減の観点から廃止することとされたところです。

つきましては、第40回管理栄養士国家試験（令和7年度実施）から、下記のとおり、事務手続等の運用を変更する予定ですので、その旨御了知いただきますよう、お願い申し上げます。なお、手続に係る詳細については、追って御連絡いたします。

記

1. 栄養士免許取得（見込）照合書の取扱いについて（管理栄養士養成施設に係る事項）

管理栄養士養成施設の卒業見込みで受験した者のうち、栄養士免許についても取得見込みであった者については、従来、各養成施設が栄養士免許取得（見込）照合書を作成し、各自治体に照合を行っていただいていたところです。

令和7年度より、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとなるため、この運用は廃止することとし、当該照合書についても作成不要となります。

2. 免許等照合書の様式及び審査について（既卒者及び卒業・履修見込受験者であって既に栄養士免許を取得している受験者に係る事項）

免許等照合書については、従来、受験者が各自治体で栄養士免許証等の照合を受けた上で、管理栄養士国家試験運営本部事務所（以下「運営本部事務所」という。）に提出いただいていたところです。

令和7年度実施分以降は、各自治体での照合を廃止し、運営本部事務所で照合事務を行うこととし、また、その処理の迅速化を図るため、免許等照合書の様式を変更いたします。

これにより、既卒者及び卒業・履修見込受験者であって既に栄養士免許を取得している受験者は、変更後の様式を受験願書と同時に運営本部事務所に提出することになります。変更後の様式については追ってお知らせいたします。

3. 履修証明書について（管理栄養士養成施設及び専攻科^{※1}に係る事項）

2のとおり、令和7年度実施分以降は運営本部事務所で照合事務を行うことから、管理栄養士養成施設を卒業した者及び専攻科を修了した者が必要な課程等を履修しているかについては、各自治体ではなく、運営本部事務所において確認することになります。

この履修の有無の確認に当たっては、受験者が提出する履修証明書の「履修したことを証明する。」^{※2}の一文をもって履修の有無を確認する予定ですが、履修を確認できない場合には、運営本部事務所から養成施設に対し照会を行う場合がありますので御承知おきください。

また、運営本部事務所における審査を円滑に行うには、履修証明書に上記の一文が必要となりますので、履修証明書の様式例（様式例1、2、3）を御参照の上、所要の御対応をお願いいたします。

※1 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科

※2 管理栄養士養成施設既卒者にあつては「管理栄養士養成課程を履修したことを証明する。」、
専攻科を修了している者にあつては「学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科（1年31単位以上あるいは2年62単位以上）を履修したことを証明する。」

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

栄養指導室試験免許係 北、吉野

TEL：03-5253-1111（内線2972、8444）

別添 1

厚生発 0625 第 7 号
令和 6 年 6 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による栄養士法の改正について（通知）

このたび、第 213 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）」（以下「第 14 次地方分権一括法」という。）が成立し、令和 6 年 6 月 19 日に公布されました。第 14 次地方分権一括法においては下記のとおり、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正が含まれていますので、貴殿におかれては、御了知の上、管内の関係機関等へ周知いただきますよう、よろしくをお願いします。

なお、第 14 次地方分権一括法の施行に伴い必要な政省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

1 改正の概要（第 14 次地方分権一括法第 5 条関係）

管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることを不要とする（栄養士法第 5 条の 3 関係）など所要の改正を行うこと。

2 施行期日（第 14 次地方分権一括法附則第 1 条関係）

第 14 次地方分権一括法（栄養士法関係）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとされたこと。

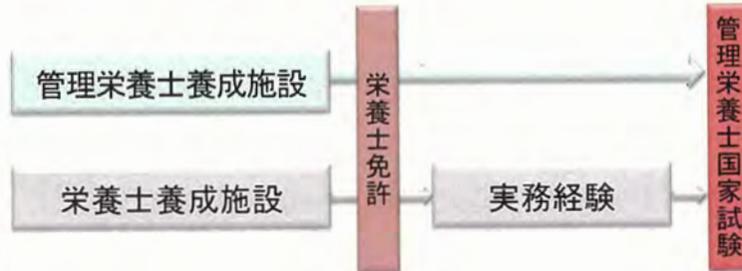
3 留意事項

当該制度改正を踏まえた管理栄養士国家試験は、令和 7 年度に実施する第 40 回国家試験から適用する予定であること。詳細については、追って案内する。

管理栄養士国家試験の受験資格の見直し

現行

○管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある。



※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

支障

○管理栄養士養成施設卒業者にとっては、受験資格として栄養士免許を取得する必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっている。

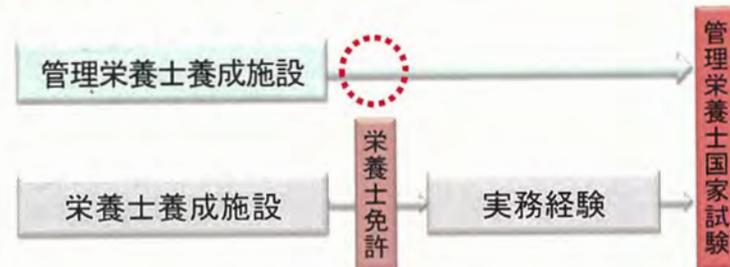


○都道府県にとっては、受験資格を満たすために栄養士免許の交付等を行わなければならない、負担となっている。



見直し後

○管理栄養士養成施設卒業者については、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする※。



※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要がある。

効果

○管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、負担が軽減される。



○都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減される

